⑻　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求める。（入札説明書参照）

⑼　調査基準価格を下回った価格で契約する場合は、工事完成後に行う工事コスト調査にかかる資料を、発注者において公表するものとする。なお、コスト調査にかかる資料は、工事完成後30日以内に提出するものとし、提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、工事成績を10点減点する。また、下請業者にしわ寄せが判明した場合や、記載内容に誤り・齟齬・乖離が判明した場合は、その程度に応じて８点から３点の範囲で工事成績を減ずる。

⑽　手続きにおける交渉の有無　無

⑾　契約書作成の要否　要

⑿　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⒀　競争参加資格確認資料のヒアリングを必要に応じて行う。

⒁　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒂　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者）の「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地　電話078―391―7576）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⒃　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KOBAYASHI Tomohiro Vice Director General of Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work ⑼ of the incidental facility for the waterway, Port of Kobe

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 2 : 00 P.M. 22 August 2025

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 27 October 2025 (tenders brought with : 14 : 00　27 October 2025 or submitted by mail : 2 : 00 P.M. 27 October 2025)

⑹　Contact point for tender documentation : YOKOTA Tomoyuki Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650―0024, Japan TEL 078―391―7576

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和７年７月14日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長

野村　　環

◎調達機関番号　021　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和７年度新宿御苑日本館御殿工事（電子調達対象案件）

⑶　工事場所　東京都新宿区内藤町11

⑷　工事内容　新宿御苑における明治大正期の木造建築物の復元的整備工事

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和８年３月31日まで

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工手順等の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。

２）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

紙入札方式の承諾に関しては、下記４⑴の担当部局に承諾願を提出すること。

３）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

４）本工事は低入札価格調査制度の調査対象工事である。

⑺　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑻　本工事は、受注者の意思で技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組むことができる「週休２日制工事（発注者指定型）」の試行対象工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時までに環境省における令和06・07年度一般競争参加資格者で建築工事に係るＡ又はＢ等級の認定を受けていること。会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　関東・甲信越地方内に建設業法に基づく建築一式工事の許可を受けた本店・支店及び営業所のいずれかを有すること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成22年度以降に元請けとして完成した工事で、下記１）から３）の全ての要件を満たす工事の施工実績を有することし、建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。環境省発注の工事に係るものにあっては、評価点合計が65点未満のものは除く。

１）建築用途は、社寺及び仏閣施設、書院造り又は数寄屋建築であること。

２）構造は、木造であること。

３）工事内容は、新築又は増築であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。

１）１級建施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成22年度以降に、元請けとして完成した工事で、下記①から③の全ての要件を満たす工事の施工経験（工期の１／２を超え連続して従事したものに限る）を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、環境省発注の工事に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

①　建築用途は、戸建住宅、倉庫、車庫及び自転車置場以外であること。

②　構造は、木造又は鉄骨造であること。

③　工事内容は新築又は増築とし、延べ床面積が300㎡以上であること。